

# 公益財団法人 教育振興協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人教育振興協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カトリックの精神に基づき健全な生活環境と人間形成の諸手段を提供することにより、豊かな人間性を持ち、国際社会で活躍しうる人物を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年に豊かな人格を身につけることができる家庭的雰囲気のある日常生活を提供する事業
- (2) 教養を深めるためのクラス、国際交流・協力の体験、ファミリーオリエンテーションプログラム及びリーダーシッププログラム等、多様な活動を活発に提供する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供することとする。

(事業報告及決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が、次の書類を作成し監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減明細書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減明細書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上10名以内置くものとする。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 該当評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
    - 1) 国の機関
    - 2) 地方公共団体
    - 3) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - 4) 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - 5) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - 6) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員は次の事項について、決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する他、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、決議について特別の利害関係を有する評議員

を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

第20条 この法人に次ぎの役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担遂行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集するものとする。  
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第32条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。  
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

- 第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公団共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公団共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって、電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 最初の理事長は稲畑誠三とする。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場 所
土 地	605.49m <sup>2</sup> 京都市左京区下鴨下川原町46
建 物	873.3m <sup>2</sup> 京都市左京区下鴨下川原町46

貸借対照表  
令和5年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

適 用	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,102,884	7,083,253	19,631
未収金	54,239	0	54,239
仮払金	656,190	633,400	22,790
流動資産合計	7,813,313	7,716,653	96,660
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	10,399,871	12,109,203	△ 1,709,332
基本財産合計	17,899,871	19,609,203	△ 1,709,332
(2) 特定資産			
国際育成事業拡大準備金	52,422,580	27,835,200	24,587,380
学生寮改修積立金	40,965,600	0	40,965,600
土地	100,742,823	100,742,823	0
建物	74,288,664	76,024,141	△ 1,735,477
構築物	11,239,224	12,997,521	△ 1,758,297
機械設備	1,419,325	1,666,587	△ 247,262
什器備品	151,028	193,623	△ 42,595
特定資産合計	281,229,244	219,459,895	61,769,349
(3) その他固定資産			
土地	1,579,000	1,579,000	0
建物	24,630,268	26,662,370	△ 2,032,102
構築物	2,515,043	2,830,305	△ 315,262
機械設備	574,628	755,050	△ 180,422
備品	1,950,475	693,122	1,257,353
電話加入権	74,984	74,984	0
車両	15,365	35,973	△ 20,608
その他固定資産合計	31,339,763	32,630,804	△ 1,291,041
固定資産合計	330,468,878	271,699,902	58,768,976
資産合計	338,282,191	279,416,555	58,865,636

貸借対照表  
令和5年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

適 用	当年度	前年度	増減
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	0	252,679	△ 252,679
前受金	3,235,000	1,005,000	2,230,000
預り金	288,816	154,440	134,376
流動負債合計	3,523,816	1,412,119	2,111,697
2. 固定負債			
退職給与引当金	1,515,300	1,875,500	△ 360,200
固定負債合計	1,515,300	1,875,500	△ 360,200
負債合計	5,039,116	3,287,619	1,751,497
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
基本財産			
固定資産受贈益等	17,551,528	19,193,030	△ 1,641,502
特定資産			
国際育成事業拡大準備金	52,422,580	27,835,200	24,587,380
学生寮改修積立金	40,965,600	0	40,965,600
固定資産受贈益等	177,626,954	181,410,585	△ 3,783,631
指定正味財産合計	288,566,662	228,438,815	60,127,847
(うち基本財産への充当額)	(17,551,528)	(19,193,030)	△ 1,641,502
(うち特定資産への充当額)	(271,015,134)	(209,245,785)	61,769,349
2. 一般正味財産	44,676,413	47,690,121	△ 3,013,708
(うち基本財産への充当額)	(348,343)	(416,173)	△ 67,830
(うち特定資産への充当額)	(10,214,110)	(10,214,110)	0
正味財産合計	333,243,075	276,128,936	57,114,139
負債及び正味財産合計	338,282,191	279,416,555	58,865,636

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
活動事業収益	35,560,345	32,412,406	3,147,939
研修受講料	17,037,700	10,524,406	6,513,294
受取寮費	18,522,645	21,888,000	△ 3,365,355
受取寄附金	28,584,314	30,498,822	△ 1,914,508
受取寄附金	23,159,181	25,911,516	△ 2,752,335
受取寄附金振替額	5,425,133	4,587,306	837,827
雑収益	334,901	260,208	74,693
受取利息	296	254	42
雑収益	334,605	259,954	74,651
経常収益計	64,479,560	63,171,436	1,308,124
(2)経常費用			
事業費	67,124,449	61,793,970	5,330,479
給料手当	22,307,730	20,622,000	1,685,730
臨時雇賃金	3,683,930	3,351,520	332,410
退職給付費用	△ 22,700	542,000	△ 564,700
退職金	225,000	0	225,000
法定福利費	3,376,418	3,288,184	88,234
旅費交通費	150,397	86,360	64,037
通信運搬費	643,422	526,016	117,406
消耗品費	1,922,695	1,154,352	768,343
車維持費	695,360	306,612	388,748
修繕費	1,120,090	2,108,800	△ 988,710
光熱水料費	8,093,349	7,537,600	555,749
租税公課	3,333,560	3,141,675	191,885
雑費	694,030	740,772	△ 46,742
食費	9,562,532	8,612,870	949,662
広告費	33,000	484,572	△ 451,572
所定福利費	360,440	202,312	158,128
保険料	687,690	477,330	210,360
手数料	1,750,816	1,571,343	179,473
減価償却費	8,506,690	7,039,652	1,467,038

# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人教育振興協会

(単位:円)

目	当年度	前年度	増減
管理費	368,819	196,972	171,847
法定福利費	77,702	82,016	△ 4,314
旅費交通費	116,270	31,240	85,030
消耗品費	76,205	43,725	32,480
租税公課	600	626	△ 26
雑費	53,314	36,145	17,169
手数料	33,374	3,220	30,154
所定福利費	190	0	190
減価償却費	11,164	0	11,164
経常費用計	67,493,268	61,990,942	5,502,326
当期経常増減額	△ 3,013,708	1,180,494	△ 4,194,202
2 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,013,708	1,180,494	△ 4,194,202
一般正味財産期首残高	47,690,121	46,509,627	1,180,494
一般正味財産期末残高	44,676,413	47,690,121	△ 3,013,708
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	65,552,980	43,587,500	21,965,480
特別寄附金	0	39,500,000	△ 39,500,000
国際育成事業拡大準備金	24,587,380	4,087,500	20,499,880
学生寮改修積立金	40,965,600	0	40,965,600
一般正味財産への振替額	△ 5,425,133	△ 4,587,306	△ 837,827
当期指定正味財産増減額	60,127,847	39,000,194	21,127,653
指定正味財産期首残高	228,438,815	189,438,621	39,000,194
指定正味財産期末残高	288,566,662	228,438,815	60,127,847
III 正味財産期末残高	333,243,075	276,128,936	57,114,139

貸借対照表  
令和4年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位・円)

適 用	当年度	前年度	増減
<b>1 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	7,083,253	8,722,374	△ 1,639,121
未収金	0	0	0
仮払金	633,400	626,701	6,699
流動資産合計	7,716,653	9,349,075	△ 1,632,422
2 .固定資産			
(1)基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,109,203	12,885,118	△ 775,915
基本財産合計	19,609,203	20,385,118	△ 775,915
(2)特定資産			
国際育成事業拡大準備金	27,835,200	23,747,700	4,087,500
土地	100,742,823	83,775,570	16,967,253
建物	76,024,141	52,147,187	23,876,954
構築物	12,997,521	15,595,524	△ 2,598,003
機械設備	1,666,587	1,955,796	△ 289,209
什器備品	193,623	222,489	△ 28,866
車両	0	0	0
特定資産合計	219,459,895	177,444,266	42,015,629
(3)その他固定資産			
土地	1,579,000	1,579,000	0
建物	26,662,370	27,840,667	△ 1,178,297
構築物	2,830,305	3,292,150	△ 461,845
機械設備	755,050	879,696	△ 124,646
什器備品	693,122	729,070	△ 35,948
電話加入権	74,984	74,984	0
車両	35,973	61,703	△ 25,730
その他固定資産合計	32,630,804	34,457,270	△ 1,826,466
固定資産合計	271,699,902	232,286,654	39,413,248
資産合計	279,416,555	241,635,729	37,780,826
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	252,679	0	252,679
前受金	1,005,000	4,040,000	△ 3,035,000
預り金	154,440	313,981	△ 159,541

流動負債合計	1,412,119	4,353,981	△ 2,941,862
2. 固定負債			
退職給与引当金	1,875,500	1,333,500	542,000
固定負債合計	1,875,500	1,333,500	542,000
負債合計	3,287,619	5,687,481	△ 2,399,862
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	11,693,030	12,321,315	△ 628,285
特定資産			
固定資産	181,410,585	145,869,606	35,540,979
国際育成事業拡大準備金	27,835,200	23,747,700	4,087,500
指定正味財産合計	228,438,815	189,438,621	39,000,194
(うち基本財産への充当額)	19,193,030	19,821,315	~
(うち特定資産への充当額)	209,245,785	169,617,306	~
2. 一般正味財産	47,690,121	46,509,627	1,180,494
(うち基本財産への充当額)	416,173	563,803	~
(うち特定資産への充当額)	10,214,110	7,826,960	~
正味財産合計	276,128,936	235,948,248	40,180,688
負債及び正味財産合計	279,416,555	241,635,729	37,780,826

## 貸借対照表

令和3年3月31日現在

公益財団法人教育振興協会

(単位・円)

適用	当年度	前年度	増減
1 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,722,374	13,842,787	△ 5,120,413
未収金	0	0	0
仮払金	626,701	574,900	51,801
流動資産合計	9,349,075	14,417,687	△ 5,068,612
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,885,118	13,691,892	△ 806,774
基本財産合計	20,385,118	21,191,892	△ 806,774
(2) 特定資産			
国際育成事業拡大準備金	23,747,700	17,751,700	5,996,000
土地	83,775,570	83,775,570	0
建物	52,147,187	53,211,414	△ 1,064,227
構築物	15,595,524	18,713,096	△ 3,117,572
機械設備	1,955,796	2,299,600	△ 343,804
什器備品	222,489	253,643	△ 31,154
車両	0	0	0
特定資産合計	177,444,266	176,005,023	1,439,243
(3) その他固定資産			
土地	1,579,000	1,579,000	0
建物	27,840,667	29,066,169	△ 1,225,502
構築物	3,292,150	2,086,775	1,205,375
機械設備	879,696	962,783	△ 83,087
備品	729,070	722,146	6,924
電話加入権	74,984	74,984	0
車両	61,703	216,707	△ 155,004
その他固定資産合計	34,457,270	34,708,564	△ 251,294
固定資産合計	232,286,654	231,905,479	381,175
資産合計	241,635,729	246,323,166	△ 4,687,437
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金	4,040,000	3,690,000	350,000
預り金	313,981	579,621	△ 265,640

流動負債合計	4,353,981	4,269,621	84,360
2. 固定負債			
退職給与引当金	1,333,500	737,000	596,500
固定負債合計	1,333,500	737,000	596,500
負債合計	5,687,481	5,006,621	680,860
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産			
土地	7,500,000	7,500,000	0
建物	12,321,315	12,980,459	△ 659,144
特定資産			0
固定資産	145,869,606	150,426,363	
国際育成事業拡大準備金	23,747,700	17,751,700	5,996,000
指定正味財産合計	189,438,621	170,675,453	5,336,856
(うち基本財産への充当額)	19,821,315	20,480,459	~
(うち特定資産への充当額)	169,617,306	167,178,063	~
2. 一般正味財産	46,509,627	52,658,023	-6,148,396
(うち基本財産への充当額)	563,803	711,433	~
(うち特定資産への充当額)	7,826,960	7,826,959	~
正味財産合計	235,948,248	241,316,545	△ 5,368,297
負債及び正味財産合計	241,635,729	246,323,166	△ 4,687,437